

セーフティネット保証(4号)認定申請について【創業者等運用緩和】

○制度について

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

○対象となる中小企業者

- ア. 申請者が、愛荘町内において3か月以上1年1ヶ月未満継続して事業を行っていること。
- イ. 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

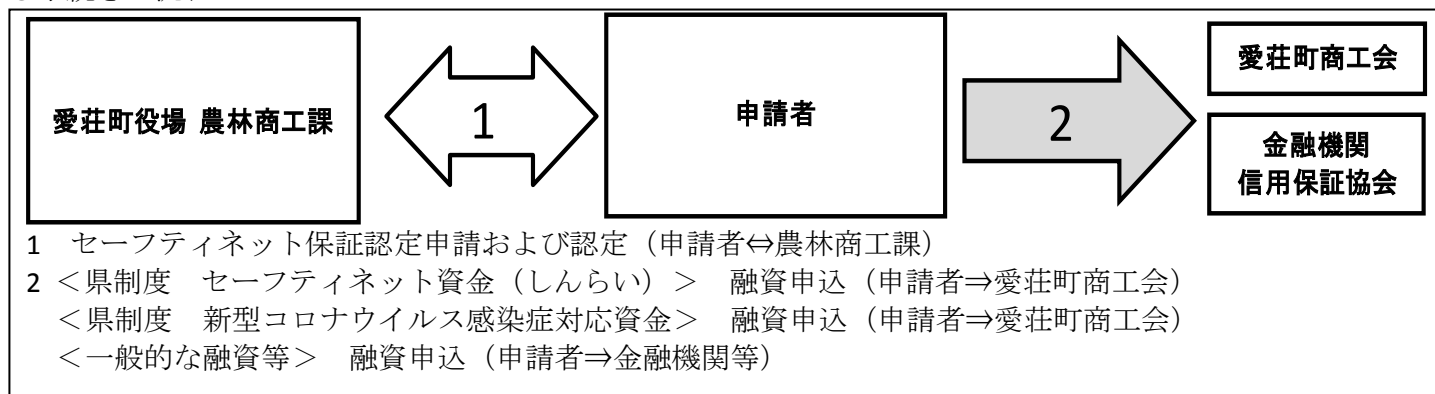
○提出書類一覧

| 申請者 | 提出書類 | 提出部数 | 特記事項 |
|-------|---------------------------|-------------|---|
| 個人・法人 | 認定申請書（様式第4） | 2部 | ・法人は法人印 ・個人は実印 |
| | 売上高報告書 | 1部 | ※所定の様式があります。農林商工課窓口を設置しているほか、町ホームページからダウンロードできます。 |
| | 認定申請書および売上高報告書の内容が確認できる書類 | 1部 | （例）試算表、売上台帳など ※各月の売上が確認できる書類となります。 |
| | 許可証、認可証 | 1部 | ※許認可業の場合 |
| 個人 | 確定申告書 | 1部 （2年分） | ・白色申告で月々の売上高が確認できない場合は必ず試算表等を添付してください。 ・税務署の受付印があるものとなります。 ※電子申告の場合は、電子申告の完了を証明できる書類が必要となります。 |
| 法人 | 決算報告書 | 1部 （2期分） | |
| | 登記簿謄本（コピー可） | 1部 | ※発行から3か月以内、インターネットで取得したものは不可となります。 |

※必要に応じて上記以外の資料の提出を求めることがあります。

※委任される場合は委任状の提出をお願いします。

○手続きの流れ



○提出先

- ・愛荘町役場 農林商工課（平日 8:30から17:15）

○指定条件

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

○留意事項

- ・必要書類を添えて、農林商工課（秦荘庁舎1階）へ提出して下さい。
- ・認定書の発行は申請日から数日必要となります。余裕を持ってご申請ください。
- ・町が認定してから30日以内（認定書の有効期間内）に金融機関または信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みが必要です。（セーフティネット資金等は愛荘町商工会への申込みとなります。）
- ・本認定とは別に各金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・本認定書が信用保証を確約するものではありません。

○お問い合わせ先

- ・愛荘町役場 農林商工課（電話番号 0749-37-8051）